

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年7月6日
【会社名】	株式会社村上開明堂
【英訳名】	MURAKAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村上 太郎
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市葵区伝馬町11番地5
【電話番号】	(054)253-1811 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 杉澤 達弥
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市葵区伝馬町11番地5
【電話番号】	(054)253-1811 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部総務人事部長 田中 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第78期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金26円

第2号議案 取締役9名選任の件

村上 太郎、望月 義人、奥野 雅治、長谷川 猛、杉澤 達弥、平沢 方秀、岩崎 清悟、力石 晃一、足羽 由美子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

興津 哲雄を監査役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金及び功労金贈呈の件

取締役を辞任する沖本美敏、Michael Rodenbergに対し、在任中の労に報いるため退職慰労金及び功労金贈呈を贈呈することを決議するものであります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

2020年12月19日に逝去した、監査役 齋藤安彦に対し、その功績と在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈することを決議するものであります。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、新たに報酬として譲渡制限付株式を付与することとし、割り当てる普通株式の総数を年35,000株以内、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される普通株式の総額を年額1億円以内、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものであります。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、任期中の村上太郎、望月義人、奥野雅治、長谷川猛、杉澤達弥、平沢方秀、岩崎清悟、力石晃一、増井邦夫、櫻井透及び興津哲雄に対し、退任時に退職慰労金を贈呈する旨、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会又は監査役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	110,817	1,759	14	(注)1	可決 98.22%
第2号議案					
村上 太郎	111,636	954	-	(注)3	可決 98.95%
望月 義人	112,315	275	-	(注)3	可決 99.55%
奥野 雅治	112,315	275	-	(注)3	可決 99.55%
長谷川 猛	112,338	252	-	(注)3	可決 99.57%
杉澤 達弥	112,338	252	-	(注)3	可決 99.57%
平沢 方秀	112,338	252	-	(注)3	可決 99.57%
岩崎 清悟	112,314	276	-	(注)3	可決 99.55%
力石 晃一	112,338	252	-	(注)3	可決 99.57%
足羽 由美子	111,530	1,060	-	(注)3	可決 98.86%
第3号議案					
興津 哲雄	112,439	137	14	(注)3	可決 99.66%
第4号議案	95,462	17,128	-	(注)1	可決 84.61%
第5号議案	95,528	17,062	-	(注)1	可決 84.67%
第6号議案	112,426	150	14	(注)1	可決 99.65%
第7号議案	95,469	17,121	-	(注)1	可決 84.62%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上